処遇改善加算全体のイメージ

＜福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件＞

- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること
- 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

＜サービス種類内の加算率＞

- 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を２段階に設定
- 加算率の設定に当たっては、１段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率がその×0.9となるよう設定
  - ※ 加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定
  - ※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、１段階の加算率に設定

※ 現行の処遇改善加算と別の加算として設定
※ 一部サービスは１段階の加算率に設定
※ 加算（Ⅳ、Ⅴ）については、今後廃止予定

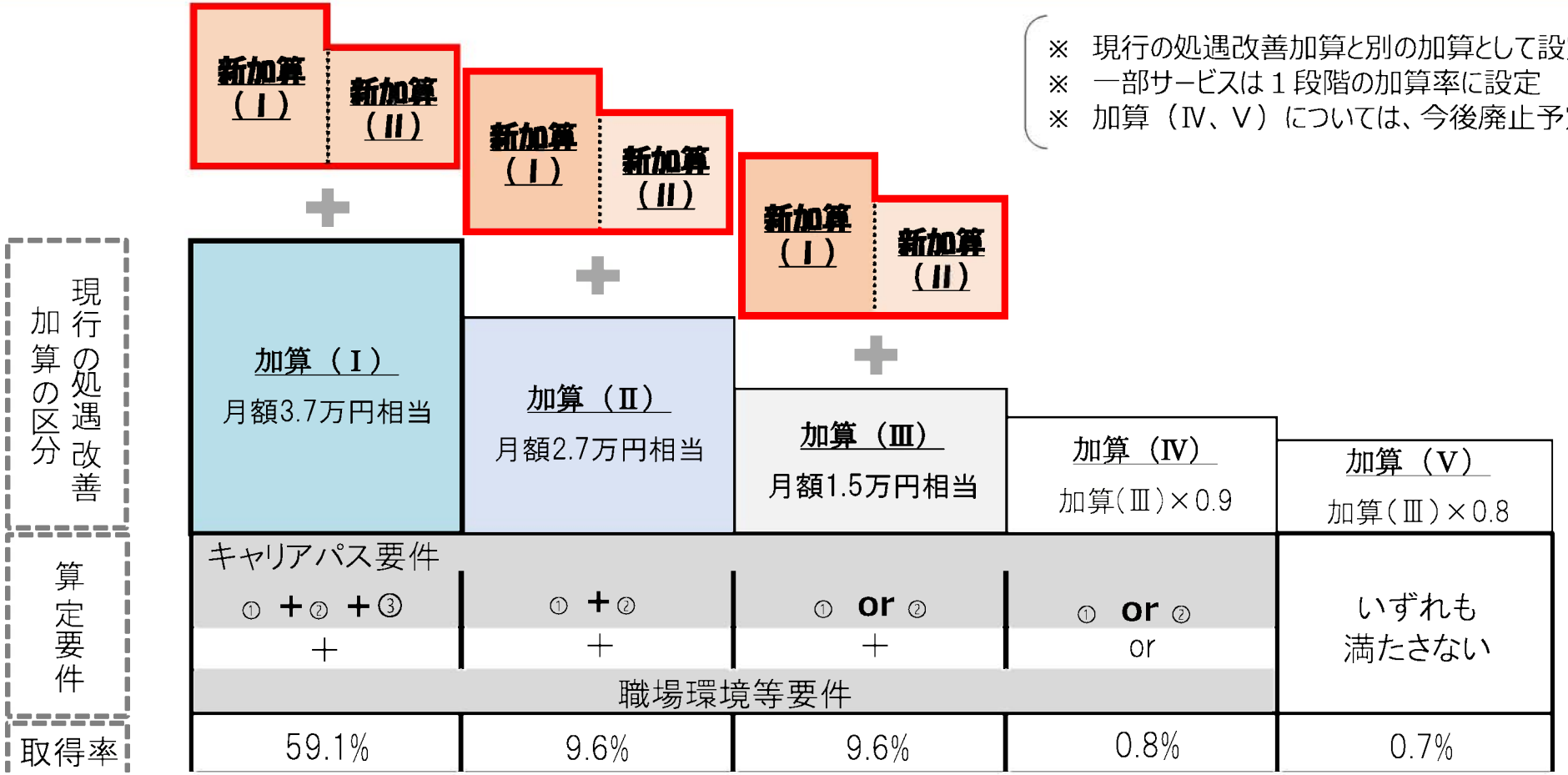

福祉・介護職員等特定処遇改善加算における事業所内配分ルール

▶ ① 経験・技能のある障害福祉人材において、「月額8万円」の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金額が「役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）」以上となる者を設定・確保すること。

→ リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を実現

▶ 平均の処遇改善額について、

・ ① 経験・技能のある障害福祉人材は、② 他の障害福祉人材の2倍以上とすること。

・ ③ その他の職種（改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）を超えない場合に限る）は、② 他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと。

※ ① 勤続10年以上の介護福祉士等、② 勤続10年未満の介護福祉士等及びその他の福祉・介護職員、③ その他（① ② 以外）の職員

【介護保険と同様の留意点】

※１ ① について、勤続10年の考え方は事業所の裁量で設定。

※２ ② について、小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。

※３ 各職員区分内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能。

※４ 平均賃金について、③ が② と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

【障害福祉サービス等の特性を踏まえた特例】

※ Ⅰ ① について、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員、又は心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者のいずれかとして従事する職員であって、勤続10年以上の者を基本とする。（算定根拠と同様）

※ Ⅱ 研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の③ の職員については、事業所の裁量で① に含めることを可能とする。

※ Ⅲ 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質向上に寄与している③ の職員について、事業所の裁量で② に含めることを可能とする。

（③ の職員に関する職員区分の変更について、役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）以上の者は対象外とする。）

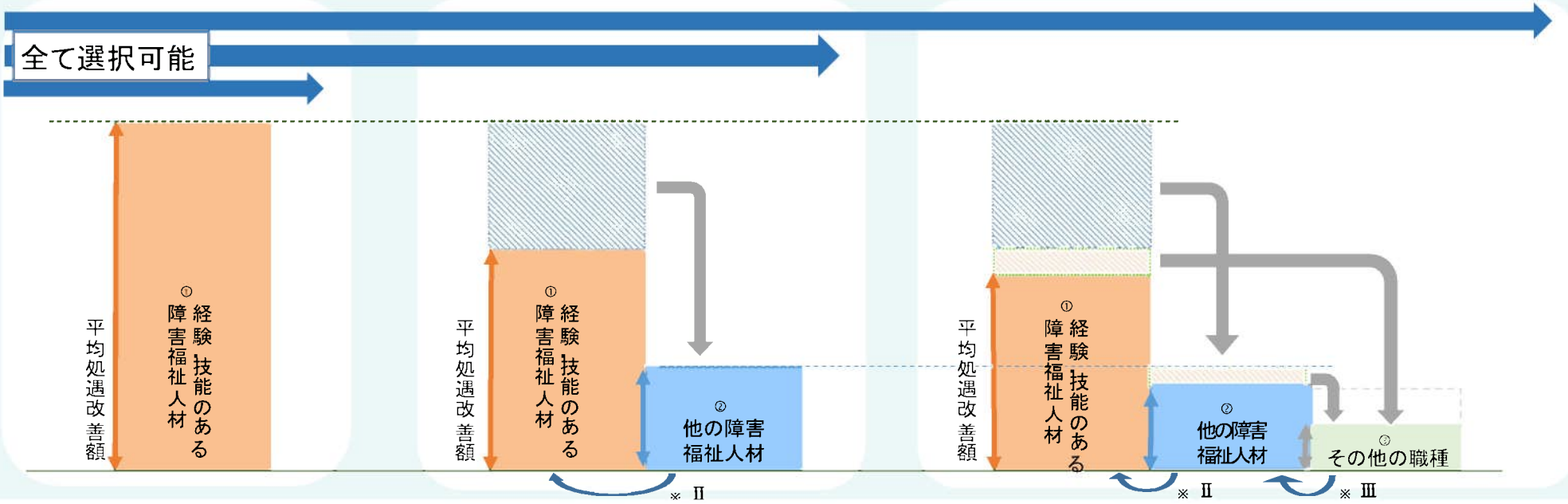

福祉・介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について（令和元年10月～）

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
居宅介護※	7.4%	5.8%	30.2%	22.0%	12.2%	加算（Ⅲ）により算出した単位×０．９	加算（Ⅲ）により算出した単位×０．８
重度訪問介護※	4.5%	3.6%	19.1%	13.9%	7.7%		
同行援護※	14.8%	11.5%	30.2%	22.0%	12.2%		
行動援護※	6.9%	5.7%	25.0%	18.2%	10.1%		
療養介護	2.5%	2.3%	3.5%	2.5%	1.4%		
生活介護	1.4%	1.3%	4.2%	3.1%	1.7%		
自立訓練（機能訓練）	5.0%	4.5%	5.7%	4.1%	2.3%		
自立訓練（生活訓練）	3.9%	3.4%	5.7%	4.1%	2.3%		
就労移行支援	2.0%	1.7%	6.7%	4.9%	2.7%		
就労継続支援A型	0.4%	0.4%	5.4%	4.0%	2.2%		
就労継続支援B型	2.0%	1.7%	5.2%	3.8%	2.1%		
共同生活援助（指定共同生活援助）	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%		
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%		
共同生活援助（外部サービス利用型）	2.0%	1.6%	17.0%	12.4%	6.9%		
児童発達支援	2.5%	2.2%	7.6%	5.6%	3.1%		
医療型児童発達支援	9.2%	8.2%	14.6%	10.6%	5.9%		
放課後等デイサービス	0.7%	0.5%	8.1%	5.9%	3.3%		
福祉型障害児入所施設	5.5%	5.0%	6.2%	4.5%	2.5%		
医療型障害児入所施設	3.0%	2.7%	3.5%	2.5%	1.4%		

サービス区分（特定処遇改善加算が1段階のサービス）	新加算	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
重度障害者等包括支援	1.5%	2.5%	1.8%	1.0%	加算（Ⅲ）により算出した単位×０．９	加算（Ⅲ）により算出した単位×０．８
施設入所支援	1.9%	6.9%	5.0%	2.8%		
居宅訪問型児童発達支援	5.1%	7.9%	5.8%	3.2%		
保育所等訪問支援	5.1%	7.9%	5.8%	3.2%		

（注1） ※を付したサービスについては、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定している。また、現行の処遇改善加算は見直し後の加算率である。
（注2） 就労継続支援A型については、福祉専門職員配置等加算があるものの、計算結果として同じ加算率となっている。
（注3） 平成30年度からのサービスについては類似サービスと同じ加算率としている。
（注4） 就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）は、処遇改善加算の算定非対象サービスである。
（注5） 短期入所について、併設型・空床利用型は本体施設の加算率を適用することとし、単独型は生活介護の加算率を適用する。

障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い等について

＜消費税率引上げに伴う報酬改定率について＞

○　消費税率10%への引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、本検討チームでの議論内容等を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することとした。

> ○　障害福祉施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う（令和元年10月実施）。
>
> ○　障害福祉サービス等報酬　＋０．４４%

※１　消費税率８%引上げ時の対応と同様に直近の平成29年障害福祉サービス等経営実態調査の結果を用いて課税経費割合を算出し、これに税率引上げ分（110／108－１）を乗じて改定率を算出する。

※２　改定率0.44%　＝　23.9%（障害福祉サービス等全体の課税経費割合（加重平均））×（110/108-1）

＜報酬改定の方法について＞

○　基本報酬単位数への上乗せ

課税経費割合（※）に税率引上げ分（110／108－１）を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

※　課税経費割合＝1.0－人件費比率－その他の非課税品目率

○　加算の取扱い

各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが１単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

> 新基本報酬単位数 ＝ 現行の基本報酬単位数 ×（基本報酬単位上乗せ率 ＋ 加算に係る上乗せ率）